

2026 年度 自立支援金助成事業 募集要項

1. 対象者

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの間に、就職または進学により長崎県にある児童養護施設を退所および里親、ファミリーホーム等への委託が解除された児童で、保護者らからの金銭的支援が見込めない児童。

※就職は正規・非正規を問わず、すべての雇用形態を対象とします。

2. 金額および回数

- (1) 給付型とし返済不要とします。
- (2) 支給額は 1 人 10 万円とし、1 児童につき支給は 1 回限りとします。

3. 申請方法

- (1) 児童養護施設に措置されている児童は施設を通じて、里親やファミリーホームに委託されている児童は児童相談所を通じて申請書を提出してください。
- (2) [当財団サイトより PDF ファイルまたは Excel ファイル「自立支援金申請書」をダウンロードし、必要事項を入力したのち、自立支援金申請フォームから提出してください。](#)
- (3) 申請書に押印は不要です。

4. 提出期間

- (1) 措置/委託解除の予定日が決められた時点から申請書の提出が可能です。
- (2) 措置/委託解除された事後の申請については該当日から 2 カ月後の月末までとします。
(例えば 3 月 15 日に退所された場合は 5 月 31 日まで申請書の提出が可能です)

5. その他

- (1) 申請書を当財団が受理した月の翌月末日までに、児童本人名義の口座に支援金を振込みます。
- (2) 申請書を当財団が受理した後、送信フォームに入力された児童養護施設または児童相談所の担当者メールアドレス宛に支援金の振込予定日を通知します。
- (3) 当財団の奨学金を受給する児童も対象とし、他団体の奨学金、支援金等の受給も認めます。
- (4) 支援金を受け取ることによって生じる義務は一切ありません。

6. 問合せ先

〒850-0035

長崎県長崎市元船町 7-13 公益財団法人 松園尚己記念財団 事務局

【問い合わせ先】 <https://www.mhmf.or.jp/contact/index.php>